

# 山村学園短期大学における障がいのある学生支援に関する基本方針

令和6年2月28日  
山村学園短期大学学長

山村学園短期大学（以下「本学」という。）では、令和2年3月に標記基本方針を制定し、障がいのある学生に対する支援に努めてきたところですが、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日からは行政機関だけでなく全ての事業者にも合理的配慮が義務化されることに伴い、国連の「障害者の権利に関する条約」及び我が国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、互いに個人の尊厳を尊重し、障害を理由とする差別の解消に取り組むため、以下のとおり基本方針を改定することとする。

## 1 基本方針

本学は、障がいのある学生と障がいのない学生が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、均しく教育に参加できるよう、学ぶ機会を保障することに努め、必要な支援を行う。

## 2 障がい及び障がいのある学生の定義

本学のこの基本方針の対象となる障がい及び障がいのある学生とは、障害者手帳及び医師の診断書を有するものに限らず、これまでの学校生活の中で学びづらさを感じている者であり、本人の申請に基づき本学が認めた者※である。

※本学の特別支援教育コーディネーター及び担任の総合的な判断により支援が必要と判断された者

## 3 支援の目的

- (1) 障がいを理由として教育を受ける権利が不当に損なわれることがないようにすること。
- (2) 修学上での支援や支援活動を通して、よりよい人間関係を養うとともに、支援者が障がいについて理解できる場を設けること。

## 4 支援内容の決定等

### (1) 基本的な考え方

学長及び特別支援教育コーディネーターのリーダーシップの下、障がいのある学生に対する支援を全学的に行うため、学生を含む大学の構成員が支援活動に参加できる体制を構築し、必要に応じ、学外の専門家等とも連携を図ることとする。

### (2) 支援の申し出

支援の申し出については、別紙「合理的配慮申請資料」に必要事項を記入の上、本学特別支援教育コーディネーターに申し出るものとする。

### (3) 支援内容の決定

支援内容については、障がいのある学生から申し出のあった内容に基づき、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、申し出た本人や関係者との建設的な対話により十分な協議を経た上で学長が決定する。

なお、決定した内容については、「個別の教育支援計画」を作成し、記入する。

## 5 個人情報の保護等

本学は、支援をする上で知り得た障がいのある学生の個人情報の管理については、厳密に行い、第三者に提供する場合には、必ず本人の同意を基本とする。

## 6 情報公開

障がいのある学生等に関する取組や支援の内容（個人が特定されないようにする）については情報公開の対象とする。

## 付則

- 1 この基本方針は、令和2年3月9日から施行する。
- 2 この基本方針は、令和6年2月28日から施行する。